

	〈1〉津市内で震度5強以上の地震が発生した場合	〈2〉津市内で震度5弱の地震が発生した場合	〈3〉津市内で震度4の地震が発生した場合
始業前	① 休校とします（東海地震注意情報・予知情報の発表中は、休校とします）。 ② 安全な場所に避難する等、各家庭で安全を確保してください。 ③ 学校再開の連絡があるまで登校見合わせとします。	① 当日の授業実施を含め、学校から連絡があるまで登校見合わせとします。 ② 学校施設、通学路等の安全点検後、学校から連絡をします。	① 通常どおり授業を実施（継続）します。 ② 通常どおりの登校とします。（登校の安全確保が困難な場合は、登校を見合わせてください。） ③ 職員が学校施設、通学路等の安全点検を行います。
登校時	① 校内にいる生徒を避難場所へ誘導し、人数確認等を行い、その後、安全な場所で保護します。以降は、〈1〉、〈2〉の在校時と同じ対応になります。 ② 生徒は、安全な場所に避難します。（通学途中に安全な場所に避難することも予想されますので、避難場所や連絡方法について、あらかじめご家庭で確認しておいてください。）	① 校内にいる生徒を避難場所へ誘導し、人数確認等を行い、その後、安全な場所で保護します。 ② 授業を打ち切り、下校に向けた措置をとります。 ③ 原則として、保護者または家族、保護者から依頼を受けた方等の出迎えがあるまで、生徒を保護します。（学校からの連絡がなくても、迎えに来ていただくのが基本となります。）	* 被害の状況等によっては、〈1〉および〈2〉に準じて適切な措置をとります。
在校時	① 生徒を避難場所へ誘導、人数確認等を行い、その後、安全な場所で保護します。 ② 授業を打ち切り、下校に向けた措置をとります。 ③ 原則として、保護者または家族、保護者から依頼を受けた方等の出迎えがあるまで、生徒を保護します。（学校からの連絡がなくても、迎えに来ていただくのが基本となります。）	① 被害の状況等により、授業が継続できるかを判断し、保護者に連絡します。 ② 生徒を下校させる場合は、保護者と連絡をとりながら、通常の下校、保護者等の出迎えによる下校等の措置を状況により判断します。	

〈4〉津波警報による避難勧告・大津波警報による避難指示が発令された場合			
始業前	① 休校とします。 ② 安全な場所に避難する等、各家庭で安全を確保してください。 ③ 学校再開の連絡があるまで登校見合わせとします。	在校時	① 津波避難計画に基づき、設定した避難場所（①三重県総合文化センターまたは②三重県立看護大学）に避難します。避難経路が危険な場合や時間的猶予がない場合は、校舎の3～4階、屋上に避難させます。 ② 出迎えがあるまで、避難場所で生徒を保護しますので、避難勧告・避難指示が解除されるまで、保護者も共に避難をお願いします。 ③ 避難指示が出ていない地域の生徒は、通学路の安全が確認できた後、下校させます。安全に帰宅することが困難と予想される場合は、避難場所に留めます。
登校時	① 校内にいる生徒を避難場所へ誘導し、人数確認等を行い、その後、安全な場所で保護します。以降は、在校時と同じ対応になります。 ② 生徒は、安全な場所に避難します。（通学途中に安全な場所に避難することも予想されますので、避難場所や連絡方法について、あらかじめご家庭で確認しておいてください。）		

※ 学校からの連絡について

学校からの連絡は、『絆ネット』のメール配信（未加入の家庭は電話連絡等）で行いますが、状況により災害伝言ダイヤル（171）を使用します。